

## ねたきり老人等福祉手当、 心身障害児及び心身障害者福祉手当、 難病患者福祉手当の変更について

市では下記の方々を対象に手当を支給していますが、平成28年度から世帯の課税状況などに応じた支給額の見直しなどを行います。詳しい認定基準や申請方法については各担当課までお問い合わせください。

- 【ねたきり老人等福祉手当】  
→在宅で生活するねたきり、または認知症の状態にある65歳以上の高齢者
- 【心身障害児及び心身障害者福祉手当】  
→在宅で生活する心身に障害のある方
- 【難病患者福祉手当】  
→在宅で生活する難病の認定を受けた方

- ☎高齢福祉課(☎826-1111 内線2479)  
●ねたきり老人等福祉手当
- ☎障害福祉課(☎826-1111 内線2339)  
●心身障害児及び心身障害者福祉手当  
●難病患者福祉手当

## 変更点1 支給額を変更します

●ねたきり老人等福祉手当
●心身障害児及び心身障害者福祉手当
【現支給額】 5,000円/月
【変更後支給額】 住民税課税世帯：2,500円/月 住民税非課税世帯または生活保護受給世帯： 5,000円/月
●難病患者福祉手当
【現支給額】 3,000円/月
【変更後支給額】 住民税課税世帯：1,500円/月 住民税非課税世帯：3,000円/月

## 変更点2 対象者を拡大します

### (心身障害児及び心身障害者福祉手当のみ)

精神障害者保健福祉手帳所持者で下記に該当する方が、新たに手当を受給できます。

- ◎20歳未満：1～3級
- ◎20歳以上：1級

## 年金生活者等支援臨時 福祉給付金(高齢者向け)の お知らせ

賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援と、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げのため、また平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されます。

☎社会福祉課(☎826-1111 内線2100)

### 支給対象者／

平成27年1月1日現在、土浦市に住居登録があり、平成27年度分の市・県民税(均等割)が課税されていない方で平成28年度中に65歳以上となる方。

※ただし、課税されている方に生活の面倒をみてもらっている場合(住民税においてどなたかの扶養になっている場合)、生活保護の受給者である場合などは対象になりません。

### 支給額および支給回数／

対象者1人につき30,000円を1回限り支給

### 申請書類／

申請書、本人確認書類、口座が確認できる書類

※申請書は、市民税が課税されていない方へ、4月11日以降に送付します。

申請方法／郵送または直接

申請期間／4月11日(月)  
～7月11日(月)

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、4月24日(日)は受け付けます。

申請場所／市役所本庁舎2階  
201会議室

※6月16日以降は本庁舎1階ウララ3側入口脇相談ブースで受け付けます。

◎このほか、下記の会場と日程でも受け付けを行います。

受付日	受付時間	受付会場名
5月17日(火)	午前9時から 午後4時	二中地区公民館
5月18日(水)		三中地区公民館
5月19日(木)		四中地区公民館
5月20日(金)		六中地区公民館
5月24日(火)		神立地区コミュニティセンター
5月25日(水)		上大津公民館
5月26日(木)		新治地区公民館
5月27日(金)		都和公民館

○期間中は会場の混雑が予想されますので、郵送での申請にご協力ください。